

知らぬは損、今は **共済も** 質の時代

労保連

労働災害共済

**手続き
簡単**

**安くて
大きな補償**

共済も
V・K・S・I



掛けて安心 労保連共済

労働災害に伴う補償は、国の労災保険から公的な補償が行われていますが、昨今はそれ以外に事業主が何らかの上積み補償を求められることが多く、そのための補償をめぐって争いが生じ、裁判にまで発展するケースがみられます。このようなことを未然に防ぎ、委託事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害共済（労災保険の上乗せ補償制度）です。

安い・手厚い・幅広い・さらに手続簡単

● 安い掛金 ●

労保連共済の掛金は、補償内容に比べ安く設定されています。

なお、ご連絡いただければ、共済掛金の見積りをいたします。

● 手厚い補償 ●

共済金は、被災労働者の平均賃金をもとに算出され、休業・障害・死亡に対して手厚く補償されます。

休業共済金…労災保険と併せて、
100%の収入を補償

障害共済金…障害等級1級から14級
まで手厚く補償

死亡共済金…平均賃金をもとに最高
2,000日分を補償
(2口加入の場合)

● 手続き簡単 ●

事業主が労保連共済に加入するときは、申込書に掛金を添えて事務組合に提出するだけで済みます。

また、掛金の計算は労災保険料の計算に準じているので簡単です。

● 幅広い対象災害 ●

労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償されます。

※次の事由に起因する労働災害（これらの事由がなければ発生又は拡大しなかった労働災害を含みます。）については、共済金を支払いません。

(1) 共済契約者又はその事業場の責任者の故意又は重大な過失

(2) 地震、噴火、津波

(3) 戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故

（その他職業性疾病（労働基準法施行規則別表第1の2に列挙されている疾病のうち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質又は状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかなるものをいいます。）による労働災害等一部除外となる労働災害があります。）

● 迅速なお支払い ●

労災保険での支給決定に基づき、原則として請求のあった日から30日以内に共済金を支払います。

掛 金

8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までにご契約頂く場合の年間掛金額の計算式

$$\text{年間掛金額 (10円未満切捨)} = \left[\frac{\text{労働者年間賃金総額} + \text{特別加入者賃金総額}}{\text{(千円未満切捨)}} \right] \times \text{業種別掛金率 (下表)}$$

(年度途中から加入する場合は掛金額は月割りで計算致します。)

業 種 別 掛 金 率

単位：千円当たりの率

コード	事業の種類	掛金率(死亡・障害・休業)			掛金率(死亡・障害のみ)			コード	事業の種類	掛金率(死亡・障害・休業)			掛金率(死亡・障害のみ)		
		I型A	II型A	III型A	I型B	II型B	III型B			I型A	II型A	III型A	I型B	II型B	III型B
02	木材伐出業	34.317	40.752	47.187	19.305	25.740	32.175	53	鋳物業	2.802	3.416	4.030	1.841	2.455	3.069
03	その他の林業	7.315	8.559	9.803	3.732	4.976	6.220	54	金属製品製造業又は金属加工(コード55.59を除く。)	3.878	4.840	5.801	2.884	3.846	4.808
11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	8.880	10.950	13.030	6.240	8.310	10.390	55	めっき業	1.740	2.131	2.522	1.172	1.563	1.954
12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	8.880	10.950	13.030	6.240	8.310	10.390	56	機械器具製造業(コード57.58.59.60を除く。)	1.665	2.049	2.434	1.152	1.536	1.920
21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰工業又は下ロマイト鉱業を除く。)	7.787	9.297	10.806	4.529	6.038	7.548	57	電気機械器具製造業	0.488	0.600	0.711	0.335	0.446	0.558
24	原油又は天然ガス鉱業	0.960	1.188	1.415	0.682	0.910	1.137	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1.058	1.303	1.548	0.735	0.981	1.226
25	採石業	21.479	26.797	32.115	15.954	21.272	26.590	59	船舶製造又は修理業	4.025	4.892	5.759	2.601	3.468	4.335
26	その他の鉱業	7.973	9.851	11.728	5.633	7.510	9.388	60	計量器、光学機械、時計等(電気機械器具製造業を除く。)	0.495	0.605	0.715	0.330	0.440	0.550
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	18.044	22.059	26.075	12.045	16.060	20.076	61	その他の製造業	1.531	1.898	2.264	1.098	1.465	1.831
32	道路新設事業	6.561	7.915	9.268	4.059	5.412	6.765	62	陶磁器製品製造業	2.038	2.382	2.726	1.031	1.375	1.719
33	舗装工事業	4.119	4.926	5.734	2.423	3.231	4.038	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	3.878	4.840	5.801	2.884	3.846	4.808
34	鉄道又は軌道新設事業	7.911	9.844	11.777	5.798	7.731	9.664	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1.531	1.898	2.264	1.098	1.465	1.831
35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	6.877	8.112	9.346	3.703	4.937	6.172	65	たばこ等製造業	0.431	0.515	0.600	0.254	0.338	0.423
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.802	9.565	11.327	5.286	7.048	8.810	66	コンクリート製造業	2.038	2.382	2.726	1.031	1.375	1.719
37	その他の建設事業	7.026	8.432	9.838	4.219	5.625	7.031	71	交通運輸事業	1.424	1.646	1.867	0.663	0.885	1.106
38	既設建築物設備工事業	6.877	8.112	9.346	3.703	4.937	6.172	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	3.038	3.571	4.105	1.600	2.134	2.668
41	食品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1.011	1.226	1.441	0.644	0.859	1.074	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	6.774	7.965	9.156	3.572	4.763	5.954
42	繊維工業又は繊維製品製造業	0.994	1.224	1.454	0.690	0.921	1.151	74	港湾荷役業	9.320	11.233	13.146	5.738	7.651	9.563
44	木材又は木製品製造業	3.891	4.761	5.632	2.610	3.480	4.351	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	0.820	1.016	1.211	0.586	0.781	0.977
45	パルプ又は紙製造業	2.023	2.506	2.990	1.450	1.933	2.417	91	清掃、火葬又はと畜の事業	2.415	2.866	3.316	1.351	1.801	2.251
46	印刷又は製本業	0.867	1.067	1.266	0.598	0.798	0.997	93	ビルメンテナンス業	0.431	0.515	0.600	0.254	0.338	0.423
47	化学工業	1.128	1.397	1.666	0.806	1.075	1.344	94	その他の各種事業	0.431	0.515	0.600	0.254	0.338	0.423
48	ガラス又はセメント製造業	1.008	1.224	1.440	0.648	0.865	1.081	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1.011	1.226	1.441	0.644	0.859	1.074
49	その他の業又は土石製品製造業	2.038	2.382	2.726	1.031	1.375	1.719	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	0.431	0.515	0.600	0.254	0.338	0.423
50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1.697	2.134	2.572	1.313	1.750	2.188	97	通信業、放送業、新聞又は出版業	0.431	0.515	0.600	0.254	0.338	0.423
51	非鉄金属精錬業	1.838	2.224	2.611	1.160	1.547	1.934	98	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	0.431	0.515	0.600	0.254	0.338	0.423
52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	3.994	4.930	5.866	2.809	3.745	4.682	99	金融業、保険業又は不動産業	0.431	0.515	0.600	0.254	0.338	0.423

掛金額の計算例

- ・業種コード94(その他の各種事業)、III型A加入
- ・労働者年間賃金総額24,564,890円、特別加入者1名(給付基礎日額5,000円)

8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間の加入の場合の掛金額

$$\left[\begin{array}{l} \text{労働者年間賃金総額} \cdots \cdots 24,564 \text{千円} \\ + \text{特別加入者年間賃金総額} \cdots \cdots 1,825 \text{千円 (給付基礎日額5,000円} \times 365) \\ \hline \text{賃金総額合計} \cdots \cdots 26,389 \text{千円} \end{array} \right]$$

↓
 共済掛金額：26,389 × 0.600 = 15,830円 (10円未満切捨)

※ なお、ご連絡いただければ、共済掛金のお見積りを致します。

補償内容

共済金は、被災労働者の平均賃金を基礎としているため、その額は被災労働者の収入に見合った額となります。また、4日以上の休業、軽度の後遺障害にいたるまで広く、手厚く補償されます。

休業共済金

労災保険と併せて100%の収入補償

- 休業3カ年間まで全期間にわたって、平均賃金の20%を支払います。（ただし、待期期間の3日間を除く）
- 労災保険で80%（特別支給金を含む）支給されるため、併せて100%の収入が補償されます。



障害共済金

軽度の障害まで手厚く補償

- 労災保険で定める第1級から第14級までの障害等級に応じ、共済の型別に定められた日数に平均賃金を乗じて得た額が支払われます。



死亡共済金

共済金に弔慰金を加えた額を補償

- 遺族の方に対して、平均賃金をもとに最高2000日分が支払われます（2口加入の場合）。
- 弔慰金として、死亡共済金とは別に一律30万円（2口加入の場合も30万円）が支払われます。

共済の型

A型……死亡・障害・休業を補償（I型A・II型A・III型Aの3種類）

B型……死亡・障害を補償（I型B・II型B・III型Bの3種類）

共済金は平均賃金をもとに下記の日数分が支払われます。

（障害、死亡の際に支給される日数により、I型A・II型A・III型A、I型B・II型B・III型Bに分かれています。）

共済の型		I型A	I型B	II型A	II型B	III型A	III型B
死亡共済金		（ 600日分	（ 600日分	（ 800日分	（ 800日分	（ 1,000日分	（ 1,000日分
障害共済金	（ 1級	平 600	平 600	平 800	平 800	平 1,000	平 1,000
	2級	平 600	平 600	平 800	平 800	平 1,000	平 1,000
	3級	600	600	800	800	1,000	1,000
	4級	均 480	均 480	均 640	均 640	均 800	均 800
	5級	420	420	560	560	700	700
	6級	360	360	480	480	600	600
	7級	賃 300	賃 300	賃 400	賃 400	賃 500	賃 500
	8級	240	240	320	320	400	400
	9級	180	180	240	240	300	300
	10級	金 120	金 120	金 160	金 160	金 200	金 200
	11級	60	60	80	80	100	100
	12級	の 30	の 30	の 40	の 40	の 50	の 50
	13級	18	18	24	24	30	30
	14級	（ 12	（ 12	（ 16	（ 16	（ 20	（ 20
休業共済金		1日につき 20%		1日につき 20%		1日につき 20%	
死亡弔慰金		30万円（2口加入の場合も30万円）					



倍額補償

同一の区分のAとBの組み合わせ、または同一の区分B2口まで契約することができます。

2口加入の組み合わせは、下記のいずれかになります。

- （I型AとI型B）、（II型AとII型B）、（III型AとIII型B）
- （I型Bを2口）、（II型Bを2口）、（III型Bを2口）

共済金の支給額 (例)

- ・ III型A・III型Bの2口加入の事業場
- ・ 被災者の平均賃金8,000円
- ・ 休業日数100日（待期間3日を除く）
- ・ 障害等級8級に認定

$$\begin{aligned}
 & \text{休業共済金} \dots\dots\dots 8,000 \text{ (円)} \times 20\% \times 100 \text{ (日)} = 160,000 \text{円} \\
 + & \text{障害共済金} \dots\dots\dots 8,000 \text{ (円)} \times 400 \text{ (日)} \times 2 \text{ (口)} = 6,400,000 \text{円} \\
 \hline
 & \text{支給金額合計} \dots\dots\dots 6,560,000 \text{円}
 \end{aligned}$$

手続など

加入者

- 全国労保連の会員事務組合に、事務処理を委託している事業主となります。

加入期間

- 加入期間は、毎年8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。中途から加入するときは、掛金は月割り計算いたします。なお、有期の建設事業についてはその期間のみの契約もできます。

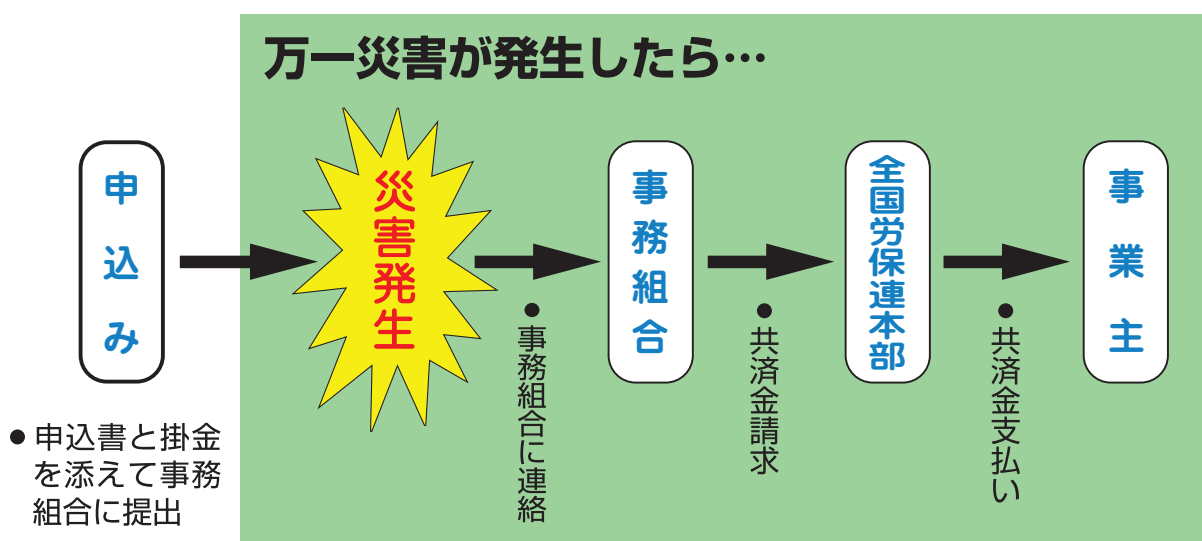
補償対象者

- 貴社の従業員（臨時、パート、アルバイト等も含む）と特別加入者（事業主、一人親方等）となります。なお、建設の事業であって、請負金額に労務費率を乗じて得た額を、賃金総額とみなして掛金を算出する場合には、貴社の下請け従業員も対象となります。

掛金のお支払

- 掛金は、毎年7月31日までに事務組合を経由して全国労保連に払い込みいただきます。（年度途中から契約する場合は、契約日の前日までに事務組合を経由して全国労保連に払い込みいただきます。）

掛金を払い込んでいない場合は、払い込みがあった日までの間に発生した労働災害については、共済金のお支払ができませんのでご注意ください。



※共済金の請求には、労災の申請の際に労働基準監督署に提出した書類の写しや、労働基準監督署長から被災労働者に送付される支給決定通知書の写しが必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。なお、共済金は全額を被災労働者（死亡共済金・死亡弔慰金の場合は遺族）の方にお渡しいただきます。

加入して得する労保連共済

事業主にとって

● 非課税 ●

事業主が負担する掛金は全額損金として認められます。また、支払われる共済金は課税所得となりません。



● 特別加入者 ●

労災保険に特別加入している事業主、一人親方等も加入できます。また、臨時、パート、アルバイトについても、常用労働者と同様に補償の対象となります。

● 掛金の割引 ●

3年以上継続加入し、労災事故がない等の一定の要件を満たす事業場については、掛金の割引を行います。(メリット制度)

建設業者にとって

● 経営事項審査 ●

労保連共済は、公共工事入札のための経営事項審査において、加点されるための要件を全て満たしております。(この場合、掛金のもととなる賃金総額は、請負金額に労務費率を乗じて算出します。)

なお、経営事項審査の際に必要な加入証明書は、随時発行していますのでお申し出下さい。

● 下請特約 ●

貴社が元請から下請けした工事（下請事業）に係る労災事故については、元請の事業主が下請工事現場を包括して労保連共済に加入していないと、労保連共済の補償が受けられませんが、貴社が元請から下請けした工事のすべてを一括して、「下請特約」に加入することにより、労保連共済の補償が受けられるようになります。

なお、加入方法は通常の契約と若干異なりますので、詳細につきましては別途お問い合わせ下さい。

共済金支払い事例

鉄筋カッターの点検中に右手が巻き込まれたもの

業種	機械器具製造業（労働者3人・特別加入者1人）
契約内容	Ⅲ型A（掛金額 36,410 円）
被災者	作業員（男 50 歳 給付基礎日額 11,485 円）
災害発生日	平成 19 年 1 月 22 日
災害発生状況	工場内にて鉄筋カッターの防御カバーをはずし、機械を作動させながら内部を点検中、ギアとギアの間に右手が巻き込まれたもの（左手第 2 ～ 5 指切断）
休業共済金	2,508,324 円（1,092 日分）
障害共済金	4,594,000 円（障害等級 8 級 400 日分）

自転車で帰宅途中の災害（通勤災害）

業種	清掃、火葬又はと畜の事業（労働者 11 人・特別加入者 3 人）
契約内容	Ⅲ型A・Ⅲ型B（掛金額 345,690 円）
被災者	ゴミ回収（男 52 歳 給付基礎日額 14,609 円）
災害発生日	平成 21 年 6 月 26 日
災害発生状況	会社から自転車で帰宅途中、石につまずき左側に転倒し負傷したもの（左鎖骨骨幹部骨折）
休業共済金	184,023 円（63 日分）
障害共済金	1,460,900 円（障害等級 12 級 50 日×2 回=100 日分）

軽トラックにて市道を走行中、対向車線側の電柱に衝突したもの（特別加入者の災害）

業種	卸売業・小売業・飲食店又は宿泊業（労働者 12 人・特別加入者 4 人）
契約内容	Ⅲ型A（掛金額 46,630 円）
被災者	代表取締役（男 54 歳 給付基礎日額 20,000 円）
災害発生日	平成 21 年 8 月 6 日
災害発生状況	自社の作業場に軽トラックにて従業員を 1 人連れて行き、帰る途中の市道で、カーブを曲がりきれずに対向車線の電柱に衝突したもの
死亡共済金	20,000,000 円（1,000 日分）
死亡弔慰金	300,000 円

工事現場にて木棚に足が引っかかり 2m の高さから落下したもの

業種	建築事業（労働者 4 人・特別加入者 2 人）
契約内容	I 型A（掛金額 146,870 円）
被災者	左官（男 64 歳 給付基礎日額 8,758 円）
災害発生日	平成 21 年 3 月 5 日
災害発生状況	境内にて庫裡改築工事のためのブロック積みの作業中、木棚に足が引っかかり、誤って 2 メートル程の高さから落下したもの
死亡共済金	5,254,800 円（600 日分）
死亡弔慰金	300,000 円

（注）掛金額は、その年度における労働災害全体に対応するもので、当該災害のみのためのものではありませんが、参考までに記載しました。

くわしくは、下記事務組合または全国労保連にご照会下さい。

労働保険事務組合

 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-8 九段ボンピアンビル

TEL 03(3234)1483

FAX 03(3234)8880